

## 令和元年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 令和元年7月16日（火）午後1時30分～午後3時  
場 所 四街道市役所 保育課2階会議室  
出席者 出席委員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員  
欠席委員：なし  
事務局：岩井総務課長、大手課長補佐、長谷川情報公開室長、三浦主任主事  
実施機関：常世田窓口サービス課長、古東窓口サービス課長補佐、安永課税課諸税係長（2議事（1）のみ出席）  
オブザーバー：株式会社ディー・エス・ケイ1人（2議事（1）のみ出席）

公開・非公開の別 公開

傍聴人 0人

### 会議次第

- 1 会長挨拶
- 2 議事  
(1)オンライン結合による外部提供について（諮問）  
(2)その他
- 3 その他

### 会議の内容

事務局：ただ今より、令和元年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

今回の審査会の内容につきましては、1点目としまして「オンライン結合による外部提供について（諮問）」の案件について、実施機関（総務部 窓口サービス課及び課税課）による内容説明及び質疑応答を行います。2点目のその他としまして、1点目として、前回の審査会でご報告させて頂きました平成30年度情報公開制度に関する実施状況のうち、前回の審査会の際に未決定であった案件の追加報告、2点目として、四街道市における要配慮個人情報の取扱状況についてのご報告、3点目と

して、次回以降にご審議いただく内容等について、ご説明いたします。  
最後に次回の日程調整を予定しております。

それでは、会議次第の1、会長挨拶に移らせていただきます。会長より  
ご挨拶をお願いいたします。

酒井会長：～あいさつ～

事務局：ありがとうございました。

それでは、会長、会議次第の2から議事進行をお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆様のご協力の程、よろしくをお願いいたします。

ただ今の出席委員は5名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会  
条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えています  
ので、本日の会議は成立いたしました。また、会議の公開・非公開につ  
きましては、本日審議する議題に非公開とすべき内容はございませんの  
で、公開の会議としたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料につ  
きましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次  
第については配布するものといたします。公開する議事資料についても、  
個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが  
困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じま  
すが、委員の皆様よろしいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び公開する議事資料につ  
きましては、傍聴人に配  
布することといたします。次に、会議録における発言者名については、「審  
議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則  
として明記することになっておりますので、本審査会においても、発言  
者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様よろしいで  
しょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、発言者名を明記いたします。

これより、議事に入りたいと思います。本日、傍聴希望の方はおられますか。

事務局：傍聴希望者はありません。

酒井会長：それでは、このまま進行いたします。会議次第2の議事の1点目、オンライン結合による外部提供について（諮問）でございます。これより実施機関（総務部 窓口サービス課及び課税課）による説明に移りたいと思いますが、委員の皆様、資料の方は揃っておりますでしょうか。

委員全員：～資料確認～

酒井会長：それでは、実施機関職員の紹介をお願いします。

～実施機関職員 紹介～

酒井会長：窓口サービス課及び課税課の皆様におかれましては、本日、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

すでに、「オンライン結合による外部提供について（諮問）の諮問書及び内容説明の資料」はいただいておりますが、まず今回、情報公開・個人情報保護審査会に諮問される経緯、そして今後のスケジュール等について、内容の説明をお願いいたします。

～実施機関職員によるオンライン結合の説明及び今後のスケジュールの説明～

酒井会長：ありがとうございました。

ただ今、実施機関職員よりオンライン結合の説明及び今後のスケジュールの説明がありましたが、何か質問等がありましたら委員の皆さんお願いいたします。

木谷委員：コンビニ交付を利用して、住民票等を取得した場合、四街道市の方で発行履歴を確認できるという理解でよろしいですか。個人情報でありますので、本人から証明書等の発行履歴について確認の請求があった場合に

対応できますか。

実施機関：四街道市、コンビニ事業者、地方公共団体情報システム機構（以下、J-LIS という。）のすべてにおいて、発行履歴は記録されておりまして、市が求めれば内容を確認することができます。

木谷委員：本日の審査会資料のうち「コンビニ交付サービス導入に伴うオンライン結合による個人情報の提供について」という資料の2-(1)において、基本的にコンビニ交付サービスにおいては、コンビニ店舗の従業員は介在しないことと記載されておりますが、これは、介在できないという理解が正しいのでしょうか。

実施機関：コンビニ店舗の従業員は介在につきましては、J-LIS とコンビニ事業者間での契約内容となりまして、直接、契約書の内容を拝見しておりませんが、確認した限りでは契約上は一切介在しないことが基本となっております。コンビニ事業者が介在できるケースとして、証明書発行時の紙詰まりなどの端末の障害対応や、その場合の手数料の返還に関することなどになります。

木谷委員：同資料に証明書等自動交付事務委託契約書とありますが、実際に委託する事務としては紙詰まりなどのトラブルへの対応に限られるということですか。

実施機関：コンビニ事業者が行うトラブルへの対応は限定的でありまして、端末上のトラブルはその内容が画面に表示されますので、端末が判断できないトラブルについてコンビニ事業者が行うことになります。

木谷委員：マイナンバーカードが盗難にあった場合に、利用中止の申し入れは個別に技術的に対応できますか。例えば、コンビニ交付サービスの利用を中止したい場合や、マイナンバーカードの紛失時に至急中止をしたい時などには対応可能ですか。

実施機関：マイナンバーカードを紛失した場合は、J-LIS に直接電話をして利用を停止する手続きが必要となります。その上で警察署に遺失物届を提出し、市役所において再発行の手続きをすることになります。なお、マイナンバーカードの一時利用停止は、24時間対応しております。また、コンビニ

ニ交付サービスの利用の中止につきましては、個人番号カードの再発行の際に電子証明書の設定をしなければ利用はできなくなります。

高山委員：コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要になります。マイナンバーカードの普及率については、全国的にも低い状況かと思われませんが、千葉県内のコンビニ交付を先行して開始している26自治体の平均的な普及率はわかりますか。

実施機関：ご質問の県内の26自治体の平均値は把握しておりませんが、四街道市における本年4月末現在の状況で申し上げますと、15.47%となっております。

荒木委員：コンビニ交付は全国で624自治体においてサービスが開始されており、その内、千葉県内では26自治体ということですが、四街道市の近隣自治体でコンビニ交付を行っている自治体はどこでしょうか。

実施機関：近隣の自治体で申し上げますと、佐倉市、八千代市、成田市、白井市、印西市、千葉市など含め県内26自治体であります。

荒木委員：コンビニ交付を先行して開始している自治体で、実際の運用において、何かトラブルが発生したという情報などはありますか。

実施機関：現在、トラブルが発生したという情報はありません。

畠中委員：J-LISの上部団体はどこになりますか。

実施機関：J-LISは地方公共団体情報システム機構法により設立された法人でありまして、総務省の外郭団体になります。

畠中委員：国の機関でも、民間でもなく外郭団体ということですね。

実施機関：J-LISは地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法や番号法などの規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的として設立され

ております。

畠中委員：個人情報漏えいした場合に、損害賠償責任が発生しますが、その保証ができるかという問題が重要になります。具体的にサーバはどこに設置してあり、データセンターはどこにありますか。

実施機関：具体的な設置場所等については把握しておりません。

畠中委員：I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）には積極的に取り組んでいますが、システムに対してウイルスの侵入テストは行っていますか。技術的な攻撃をして、侵入されるか、されないかを検証するもので、ペネトレーションテストと呼ばれるものです。通常行っているはずですので、その結果の情報を確認しておくと思います。

実施機関：その内容は確認したいと思います。

畠中委員：それから、ウイルス対策ソフトについて、端末および証明書サーバと記載してありますが、ウイルス対策ソフトだけで対応は十分ですか。つまり、ウイルスが端末に入る前に無害化する仕組みを持つなど、他の対応は予定していないのか、ということです。無害化というのは侵入後のウイルス対策とは異なり、例えば自分の端末だとかサーバに侵入する前に無害化するわけです。クラウドを使っている場合であれば、クラウド上でウイルスを跳ね返すわけです。ただ、ウイルス対策ソフトでは、従来のウイルスなら対応できますが、新種のウイルスについては対応できません。ご説明を聞く限り、コンビニ従業員等、本人以外の人は介在しないので、直接的な不正操作等の可能性は低いと思われませんが、ウイルス対策については確認が必要です。

実施機関：わかりました。

畠中委員：それから、通信方法について、SSLにより暗号化とのことですが、SSLにも種類があります。どれにあたるのか把握はされていますか。

実施機関：把握しておりません。

梶中委員：SSLの種類によって安全性等の違いがありますので、確認しておいて下さい。また、コンビニへの通信は専用線を用いるとのことでしたが、小笠原諸島や沖縄など、離島の場合でも全て専用線を引くのですか。

実施機関：専用線を使用するものと聞いています。

梶中委員：もし、専用線ではなくインターネット回線を使用するコンビニがあった場合、セキュリティのレベルが大きく異なりますので、そこは良く確認しておいて下さい。

それから、PDF化を「画像データ」にすると言われましたが、画像だけでなく、テキストも含まれているのではないですか。完全な画像データであれば、JPEGやGIFのファイルとなるはずですが。テキストを含むPDFである場合、PDFからテキストデータを復元できるツールが市販されていますので、加工・改ざんのおそれがあります。

もう一つ、先ほどのご説明では、コンビニの端末からもJ-LISのシステムからも証明書のデータは削除されるとのことでしたが、元となる証明データのサーバはどこにあるのですか。

実施機関：戸籍とそれ以外とで委託先は異なりますが、それぞれ委託先のデータセンターにサーバはあります。

梶中委員：昨今、情報セキュリティにおいて注意しなければならないのは、標的型攻撃です。メールでウイルスを送り付け、メールの開封によって感染する、というものですが、感染した端末は拠点端末となり、内部ネットワーク（LAN）を介して被害が拡大します。そのような攻撃があった場合、市役所内のネットワークとデータセンターが分離されていれば、個人情報の流出等の被害を防ぐことができます。そのような構造になっていますか。

実施機関：戸籍を保存するデータセンターや住民記録や税情報を保存するデータセンターと、市の内部ネットワークは分離されています。

梶中委員：データセンターの場所も確認しておいて下さい。国内にあれば良いが、海外にデータセンターがある場合、個人情報が流出するリスクが高くなります。

畠中委員：それから、IDC（インターネットデータセンター）内のサーバー室への出入りはパスワードで制限されているのですか。

ワザサーバー：二要素認証を採用しており、担当者だけに交付されるカードと、本人だけが知るパスワードの二段階で入室を制限しています。

畠中委員：データセンターですか。

実施機関：市役所内のサーバー室です。

畠中委員：データセンターの状況を伺いたかったです。データセンターのセキュリティ管理は通常厳しく行われていますので、大丈夫だとは思いますが。その辺りも、調べておいた方が良いでしょう。

畠中委員：提供先にデータが残らない仕組みということですので、懸念事項はこの程度だと思います。

実施機関：データはクラウドで管理します。

畠中委員：クラウドのセキュリティ管理は確認されていますか。

実施機関：はい、確認しています。

畠中委員：データのバックアップはされていますか。

実施機関：バックアップはしております。

畠中委員：バックアップは市職員がされていますか。それとも委託業者ですか。

実施機関：委託業者が行っています。

畠中委員：わかりました。クラウドによるデータ管理を行う場合、セキュリティ上、注意すべき点が多くありますので、良く確認しておいて下さい。

酒井会長：ただ今、畠中委員からオンライン結合にあたり、技術的なことも含めての質問や意見等がありましたが、その内容につきましては、今後、十分



に確認のうえ適切に対応するようにとの助言ということで宜しいですね。

畠中委員：そのとおりです。

酒井会長：他にご質問等ございますか。

高山委員：コンビニ交付は約半年後の12月に開始の予定としておりますが、市民の利便性向上の観点からすると、早めにサービス開始のPRをする必要があると思いますが、そのスケジュール等はどのように予定されていますか。

実施機関：コンビニ交付を12月から開始する予定ですので、その前に市政だよりなどにより周知を図るとともに、マイナンバーカードの交付時にお知らせをしていきたいと考えております。今後も確実にPRに努めてまいります。

高山委員：マイナンバーカード作成時に暗証番号を登録しますが、その暗証番号を記憶していない人も多くいると思いますので、その対策も考える必要があります。また、船橋市では8月からコンビニ交付の手数料についてキャッシュレス化され、電子マネー決済で支払いも可能になる予定でありますので、今後、手数料の納付方法についても検討していく必要があると思いますがそのお考えはいかがでしょうか。

実施機関：今後、検討してまいります。

酒井会長：千葉県内では26自治体がコンビニ交付を開始しておりますが、それらの自治体は開始の際に、情報公開・個人情報保護審査会等にオンライン結合について諮問を行っているのでしょうか。

実施機関：すべての自治体に確認はしておりませんが、基本的には審査会等に諮問を行っているようです。しかしながら、一部自治体において条例の解釈等により諮問を行わなかったところもあると伺っております。

酒井会長：他にご質問等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは長い時間有り難うございました。実施機関からの説明は以上といたします。

～実施機関退室～

酒井会長：ただ今、実施機関から説明をいただきましたが、次回、諮問に対する答申を行う予定ですが、答申の方向性を決定していきたいと存じます。先ほどの実施機関からの説明に対しまして、答申にあたりご意見等がありますか。

委員全員：～オンライン結合にあたり特に問題等はないと考えられるため、次回、答申をすることを了承～

酒井会長：それでは、方向性として次回の審査会で答申することとし、答申（案）につきましては、今後事務局と調整をいたしまして、答申（案）を作成し、委員の皆様へ送付しますので、内容をご確認いただき、ご意見等を賜り取りまとめをしたいと存じますが、宜しいでしょうか。

委員全員：～了承～

酒井会長：そのように決定させていただきます。  
続きまして、議事の二点目、その他を議題といたします。まず、平成30年度実施状況に関する追加報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局：～平成30年度情報公開制度の実施状況追加報告の説明～

酒井会長：ただ今の実施状況追加報告の説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、その次に移ります。続きまして、四街道市における要配慮個人情報の取扱状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局：～要配慮個人情報の取扱状況についての説明～

酒井会長：ただ今、事務局より要配慮個人情報の取扱状況についての説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

畠中委員：資料の1ページにおいて要配慮個人情報が定義されていまして、全部で11項目のいずれかに該当するもの、とされていますが、これは個人情報保護委員会が発表したものを参考にしたものでしょうか。

事務局：そのとおりです。

畠中委員：海外へデータを提供することではなく、日本国内だけでの運用を考えている、ということよろしいですか。

事務局：日本国内のみを考えております。

畠中委員：要配慮個人情報に政治活動とか宗教は入らないのですか。

事務局：信条というものが政治活動自体ではないのですが、思想と信仰の両方を含むものです。

酒井会長：委員の皆様から他に何かご質問等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にないようですので、次に移ります。

酒井会長：事務局から他に何かございますか。

事務局：～次回以降に予定をしている議事等の説明～

酒井会長：ただ今、事務局より次回以降に予定をしている議事等の説明がありましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：次回の審査会ではオンライン結合についての諮問に対する答申（案）を審議し確定するということとなります。

酒井会長：それでは議事の2点目を終了します。次に会議次第の3その他として次回の審査会の日程を決定いたします。事務局から次回の開催予定につきまして説明をお願いします。

事務局：次回の審査会ですが、今回の諮問の答申をするため8月20日、火曜日の13時30分からお願いできればと考えております。

酒井会長：ただ今、事務局より8月20日、火曜日の13時30分からという提案がありましたが委員の皆様のご都合は如何でしょうか。

委員全員：～了承～

酒井会長：それでは、次回の審査会は、令和元年8月20日の13時30分から開催の予定で決定いたします。以上で会議次第3その他を終了いたします。

酒井会長：最後に委員の皆様から何かご意見等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：以上をもちまして、令和元年度第2回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。